軽自動車等	650円
普通車	800円
中型車	900円
大型車	1,300円
特大車	2,100円

３．実施期間

平成25年10月21日から平成25年11月２日まで。

４．その他

３．に定める実施期間中において、料金公告１．⑵⑭休日夜間割引及び⑮第一東海自動車道の東京インターチェンジ等における割引が実施されている場合は、中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジについて、当該割引の対象インターチェンジとして取り扱うものとする。

なお、各種割引については、上記料金調整を実施した料金の額に対して適用する。ただし、上記２．中の表に係る区間については、当該区間の料金に割引を適用した額から次表に掲げる額を差引いた額とする。

	平日昼間割引	通勤割引	平日夜間割引	深夜割引	休日特別割引（夜間）	休日夜間割引
軽自動車等	650円	650円	450円	300円	300円（300円）	—
普　通　車	800円	800円	500円	400円	300円（400円）	—
中　型　車	900円	900円	600円	450円	—	600円
大　型　車	1300円	1300円	900円	650円	—	900円
特　大　車	2100円	2150円	1450円	1050円	—	1450円

高速道路工事一部完了公告

本会社において実施した高速道路の新設工事が下記のとおり一部完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

平成 25 年 10 月 18 日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　石塚　由成

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事一部完了の日
東九州自動車道	福岡県築上郡築上町大字石堂から築上郡築上町大字上ノ河内まで	新設工事	平成25年10月21日

阪神高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成 25 年阪神高速公告第 26 号

平成21年阪神高速公告第10号で公告しました阪神高速道路の料金の額及び徴収期間について、その一部を平成25年10月19日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 25 年 10 月 18 日

阪神高速道路株式会社
代表取締役社長　山澤　俱和

記

記Ⅰ〔１〕４⑭⑥イ中「ＳＵＭＭＥＲ」を「ＡＵＴＵＭＮ」に改め、同イｃ中「７月20日」を「10月19日」に、「９月１日」を「11月24日」に、「及び日曜日」を「、日曜日及び祝日（ただし、平成25年11月９日及び平成25年11月10日を除く。）」に改める。

個人型年金規約の一部を変更する規約

平成 25 年 10 月 18 日

国民年金基金連合会　理事長　永原　義之

個人型年金規約の一部を次のように変更する。

第28条（見出しを含む。）中「国民年金基金」を「連合会が指定する者」に改める。

第110条中第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２　次の各号に掲げる者（以下「その他の者」という。）が70歳に達したときは、連合会は、その者に、特定運営管理機関の裁定に基づいて、老齢給付金を支給する。

一　企業型年金加入者であった者であって、その個人別管理資産が当該企業型年金加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して６月以内に法第80条から第82条までの規定により移換されなかったもの（当該企業型年金の企業型年金運用指図者を除く。）

二　企業型年金が終了した日において当該企業型年金の企業型年金加入者等であった者であって、その個人別管理資産が法第80条から第82条までの規定により移換されなかったもの

第128条第１項本文中「次の各号に掲げる者（以下「その他の者」という。）」を「その他の者」に改め、同条同項第１号及び第２号を削る。

第132条本文中「該当する」の次に「者又は継続運用指図者（企業型年金加入者の資格を喪失した後、企業型年金運用指図者又は加入者の資格を取得することなく法第64条第２項の申出をし（法第83条第１項の規定により個人別管理資産が連合会に移換された後に当該申出をした場合を含む。）、かつ、継続して運用指図者である者（当該申出をしたときから継続して法第62条第１項各号に掲げる者に該当している者に限る。）であって、当該申出をした日から起算して２年を経過したものをいう。以下同じ。）であって、第４号から第７号までのいずれにも該当する」を加え、同条第５号本文中「50万円」の次に「（継続運用指図者にあっては、25万円）」を加え、同条第６号中「喪失した日」の次に「（継続運用指図者にあっては、継続運用指図者となった日）」を加える。

第133条第２項本文の次に「ただし、継続運用指図者にあっては、第１号に掲げる書類に限る。」を加える。

附　則

（施行期日）

第１条　この規約は、平成26年１月１日から施行する。ただし、第28条の変更規定については、平成27年１月１日から施行する。

（事務の委託に係る経過措置）

第２条　連合会は、この規約による第28条の変更規定の施行前においても、変更前の第28条の規定にかかわらず、同条に規定する事務の一部を連合会が指定する者に委託することができる。

（脱退一時金に係る経過措置）

第３条　この規約による変更後の第132条の規定は、この規約の施行前に既に企業型年金加入者の資格を喪失している者（次項に規定する者を除く。）についても、適用する。

２　この規約の施行の際現に変更後の第132条に規定する継続運用指図者である者であって、同条第４号、第５号及び第７号に該当する者は、この規約の施行の日から２年間は、個人型記録関連運営管理機関に脱退一時金の支給を請求することができる。